

「平和安全法制」法案の参議院本会議における強行採決に抗議し、関連法の早期の改廃を求める会長声明

「平和安全法制」法案は、2015年7月15日の衆議院平和安全法制特別委員会、同月16日での衆議院本会議に続き、同年9月17日には参議院平和安全法制特別委員会において、同月19日未明には参議院本会議でも与党によって採決が強行され、可決、成立した。

しかし、本法案については、従前から、圧倒的多数の憲法学者と歴代内閣法制局長官が憲法に違反しているとの認識を示しており、また先日は、元最高裁判所長官も、報道機関の取材に対し、集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ないと述べるなど、その違憲性が明らかとなっている。

当会は、法律専門家を構成員とする団体として、これまで2014年5月1日付け会長声明、同月24日付け総会決議、本年6月10日付け会長声明及び8月4日付け会長声明により、憲法の改正手続を経ることなく、閣議決定による政府見解の変更や法律の制定によって、実質的な憲法の改正を行うことに断固反対することを幾度となく繰り返し表明してきた。日本弁護士連合会や、他の弁護士会、各地の弁護士会連合会も本会と同様に繰り返し本法案に反対する旨表明してきたところである。

それにもかかわらず、「良識の府」と呼ばれてきた参議院においても、当会らの意見を全く顧みることなく、またしても与党によって採決が強行されたことは大変遺憾であり、到底容認できるものではない。当会は、この採決の強行につき、最大級の非難をもって抗議する。

言うまでもなく、憲法は、国の最高法規であり、それに違反する法律は効力を有するものではない（日本国憲法第98条第1項）。このような憲法に違反する法律が存在すること自体、異常であると言わざるを得ない。

よって、当会は、立憲主義の見地から、法律の制定をもって憲法規範を変更することになる「平和安全法制」について、その早期の改廃を求めるべく、今後も全力を挙げて取り組む所存である。

2015年（平成27年）9月19日

茨城県弁護士会
会長 木島 千華夫